

令和8年度都島区広報誌及び都島区役所ホームページバナー広告掲載業務
仕様書

1 目的

民間企業等との協働により、本市の財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、都島区広報誌及び都島区役所ホームページバナーに広告枠を設け、広告掲載を行う。

2 事業内容

受注者は、契約料を事前に納入の上、都島区広報誌（2026年5月号～2027年4月号）及び都島区役所ホームページ（令和8年5月1日～令和9年4月30日）に広告を掲載することができる。なお、広告掲載者の募集及び掲載申込の受付、広告原稿の作成、掲載データの作成などに関する業務の一切は受注者が行う。

3 契約期間

契約締結日から令和9年4月30日まで

4 契約料の納入

受注者は、次表のとおり、期日までに納入通知書により納入するものとする。

回数	支払期日	金額
1回目	令和8年4月末日	契約料に12分の1を乗じ1円未満を切り捨てた額
2回目	令和8年5月末日	契約料に12分の1を乗じ1円未満を切り捨てた額
3回目	令和8年6月末日	契約料に12分の1を乗じ1円未満を切り捨てた額
4回目	令和8年7月末日	契約料に12分の1を乗じ1円未満を切り捨てた額
5回目	令和8年8月末日	契約料に12分の1を乗じ1円未満を切り捨てた額
6回目	令和8年9月末日	契約料に12分の1を乗じ1円未満を切り捨てた額
7回目	令和8年10月末日	契約料に12分の1を乗じ1円未満を切り捨てた額
8回目	令和8年11月末日	契約料に12分の1を乗じ1円未満を切り捨てた額
9回目	令和8年12月末日	契約料に12分の1を乗じ1円未満を切り捨てた額
10回目	令和9年1月末日	契約料に12分の1を乗じ1円未満を切り捨てた額
11回目	令和9年2月末日	契約料に12分の1を乗じ1円未満を切り捨てた額
12回目	令和9年3月末日	契約料から上記の合計額を控除した額

5 広告掲載媒体

(1) 都島区広報誌

ア 具体的な規格等

規 格	版型	A 4	色数	4 色	ページ	16 頁／6回 20 頁／6回
-----	----	-----	----	-----	-----	--------------------

	とじ方	中とじ（針金なし）
発行部数	66,000 部（予定）／月	※人口動態等により変動
発行頻度	月 1 回	
発行日	1 日	
配布期間	令和8年5月1日～令和9年4月30日 ※毎月1日から5日（1月号は2日から6日）までの間に全戸配布する。	
配布エリア	区内全域	
配布方法	・区内各世帯・事業所に全戸配布 ・区内公的施設・駅などに配架など	
配布対象者	区民、区内通勤・通学者など	
内 容	・市政、区政の動きを分かりやすくタイムリーに提供。生活に関連する行事やお知らせだけではなく、地域に密着した情報を毎月掲載。 ・区内全駅（JR、京阪、地下鉄）に設置し、区内外に向け情報を発信し、幅広い読者層の獲得を企図。また保存及び持ち運びしやすい規格で制作し、保存性、再読性にも優れる。	
広告掲載号	2026年5月号～2027年4月号（計12回）	
バックナンバー	大阪市都島区役所ホームページ	
掲載 URL	http://www.city.osaka.lg.jp/miyakojima/page/0000238303.html	
発行元	大阪市都島区役所総務課（政策企画）	
掲載面・位置	14・15ページ（見開き）※16ページ時 18・19ページ（見開き）※20ページ時	
1ページあたりスペース	縦297mm×横210mm ※各ページの端から15mm程度の余白を設けること。	
1ページあたり枠数	おおむね1～8枠程度まで	
色数	4色フルカラー	

イ 入稿締切

掲載月前月10日（閉庁日の場合はその直前の開庁日）

ウ 入稿までの事務の流れ

- 受注者は、掲載月前月5日（閉庁日の場合は前開庁日）までに、広告掲載申請書（様式1）及び広告掲載者一覧及び原稿（ラフ案）を発注者に提出し、審査を受けること。申請にあたっては、広告

掲載者から徵取した誓約書（様式2）を添付すること。

- ・発注者は、広告掲載決定通知書（様式3）により、掲載可否を判断し通知する。
- ・受注者は、掲載月前月10日（閉庁日の場合は前閉庁日）までに、広告原稿のaiデータ（完全データ）及び見本として確認できるPDFデータを発注者に提出すること。

エ その他

- ・[「大阪市広告掲載要綱」「大阪市都島区役所広告事業規制等要領」「大阪市都島区広告媒体等広告掲載要領」](#)を遵守すること。抵触している場合または発注者が変更を指示したときには、広告掲載者に修正または削除を指示するなど、速やかに対応すること。
- ・各広告内に、当区指定の位置に指定の大きさ（縦5mm、横8mm程度）で「広告」の表示を掲げること。
- ・aiデータ（完全データ）にて提出すること。
- ・見本として確認できるPDFデータも提出すること。
- ・掲載面に次の注意書きを明記すること。

「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、都島区役所が推奨するものではありません。」

- ・受注者が広告掲載者一覧とaiデータ（完全データ）を指定した期日までに提出しない場合、当該広告の位置に本市の記事を掲載する。また、当該本市の記事のデータ編集は受注者が責任をもって行うこととする。万一、受注者がデータ編集に対応できない場合は、受注者より発注者が指定する編集事業者に業務委託することとする。なお、その場合であっても納入すべき契約料の減額は行わない。また、発注者は広告掲載者への補償の一切を行わず、データ編集に要した費用及び委託料も支出しない。

（2）都島区役所ホームページバー

ア 具体的な規格等

トップページ アクセス件数	月間約5,100件 (令和6年11月～令和7年10月の平均データ。アクセス件数の保証ではありません。)
掲載期間	①令和8年5月1日～令和8年5月31日 ②令和8年6月1日～令和8年6月30日 ③令和8年7月1日～令和8年7月31日 ④令和8年8月1日～令和8年8月31日 ⑤令和8年9月1日～令和8年9月30日 ⑥令和8年10月1日～令和8年10月31日 ⑦令和8年11月1日～令和8年11月30日 ⑧令和8年12月1日～令和8年12月31日 ⑨令和9年1月1日～令和9年1月31日 ⑩令和9年2月1日～令和9年2月28日 ⑪令和9年3月1日～令和9年3月31日 ⑫令和9年4月1日～令和9年4月30日

場 所 および 募集枠数	<p>都島区役所ホームページ トップページの最下部 月間 最大 6 枠</p> <p>https://www.city.osaka.lg.jp/miyakojima/</p> 
規 格	<p>[ファイル形式] GIF (アニメ可)、JPEG、PNG</p> <p>[サイズ] 横 120 ピクセル、縦 60 ピクセル [データ容量] 4 キロバイト程度</p>

イ 入稿締切

掲載開始日の 5 営業日前（閉庁日の場合は前開庁日）

ウ 掲載までの事務の流れ

- ・掲載開始日の前月 5 日（閉庁日の場合は前開庁日）までに、広告掲載申請書（様式 1）及び掲載バナーアイイメージ画像を発注者に提出し、審査を受けること。なお、バナーにリンクや Alt 属性を設定する場合は、リンク先 URL やテキストも併せて申請すること。申請にあたっては、広告掲載者から徴取した誓約書（様式 2）を添付すること。
- ・発注者は、広告掲載決定通知書（様式 3）により、掲載可否を判断し通知する。
- ・掲載開始日の 5 営業日前（閉庁日の場合は前開庁日）までに、広告に関するデータ（完全データ）を発注者に提出すること。

エ その他

- ・「[大阪市広告掲載要綱](#)」「[大阪市都島区役所広告事業規制等要領](#)」「[大阪市都島区広告媒体等広告掲載要領](#)」「[大阪市都島区役所ホームページバナー広告表現ガイドライン](#)」を遵守すること。抵触している場合または発注者が変更を指示したときには、広告掲載者に修正または削除を指示するなど、速やかに対応すること。
- ・画像を変化又は移動させる場合は目への負担が大きくならないよう、光感受性発作を誘発させないようにすること。

6 その他

- ・受注者は、落札決定後速やかに別紙「契約料の内訳明細」を 2 部発注者に提出すること。
- ・受注者は、自らの広告を掲載することができるものとする。
- ・本仕様書に記載のない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

7 担当

大阪市都島区役所総務課（政策企画）

大阪市都島区中野町 2-16-20

電話 06-6882-9989

契約料の内訳明細

種別（業務内容）	金額・円
広告掲載（都島区広報誌）	
広告掲載（都島区役所ホームページバナー）	
小計	
消費税等相当額	
合計	

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（都島区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（都島区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用する原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。